

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029 沿革 (略) <u>平成28年6月8日 一部改正</u></p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づく普通貿易保険のうち、輸出者が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。)、<u>資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社(中小企業者を除く。)</u>、<u>農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号)に基づく法人</u>、<u>森林組合法(昭和53年5月1日法律第36号)に基づく法人</u>、<u>水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づく法人</u>、<u>輸出水産業の振興に関する法律(昭和29年6月2日法律第154号)に基づく法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく法人</u>である輸出契約に係るものの保険約款とする。</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029 沿革 (略)</p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づく普通貿易保険のうち、輸出者が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。)<u>又は</u>資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社(中小企業者を除く。)である輸出契約に係るものの保険約款とする。</p>	
<p style="text-align: center;">第2章～第3章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章～第3章 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第9条～第16条 (略)</p> <p>(輸出契約の内容の変更等)</p> <p>第17条 1～2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、重大な内容変更等を行った後の輸出契約又は代金が、<u>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程(平成17年4月1日 05 - 制度 - 00031)</u>第16条第1項に定める要件を満たさないと</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第9条～第16条 (略)</p> <p>(輸出契約の内容の変更等)</p> <p>第17条 1～2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、重大な内容変更等を行った後の輸出契約又は代金が、<u>中小企業輸出代金保険運用規程(平成17年4月1日 05 - 制度 - 00031)</u>第16条第1項に定める要件を満たさないときは、被保険</p>	

新	旧	備考
<p>きは、被保険者は、第1項に規定する通知を行うにあたって、事前に日本貿易保険に対して申請（以下「承認申請」という。）を行い、日本貿易保険の承認を得なければならない。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第17条の2（略）</p>	<p>者は、第1項に規定する通知を行うにあたって、事前に日本貿易保険に対して申請（以下「承認申請」という。）を行い、日本貿易保険の承認を得なければならない。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第17条の2（略）</p>	
<p>第5章～第8章 （略）</p>	<p>第5章～第8章 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> この改正は、平成28年7月4日から実施する。</p>		